

変わる滋賀 続く幸せ
Evolving SHIGA



滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

令和3年度に向けた

政策提案・要望書



明智光秀ゆかりの地 西教寺（大津市）

令和2年5月
滋賀県

令和3年度に向けた政府への政策提案・要望

人 自分らしい未来を描ける生き方

提案・要望 1	2024年滋賀国スポ・全国障害者スポーツ大会に向けた支援の充実	1
提案・要望 2	保育環境の充実	3
提案・要望 3	児童福祉司の確保・育成	5
提案・要望 4	夢と生きる力を育む教育環境の整備	7
提案・要望 5	特別支援学校における学校環境づくりの推進	9
提案・要望 6	県立学校のICT環境整備	11
提案・要望 7	地方の高度人材育成機関の設置検討への支援	13
提案・要望 8	障害者の地域生活支援等の充実	15
提案・要望 9	再犯防止の推進	17
提案・要望 10	介護報酬の地域区分の見直し	19
提案・要望 11	慢性の痛み対策の推進	21
提案・要望 12	鉄道駅のバリアフリー化・ホームドア整備の推進	23
提案・要望 13	性犯罪・性暴力被害者等の支援	25

経済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業

提案・要望 14	「2025年大阪・関西万博」開催に向けた取組支援	27
提案・要望 15	食品ロスの削減に向けた総合的な取組の推進	29
提案・要望 16	特定家畜伝染病の発生予防対策への支援拡充	31

社会 未来を支える 多様な社会基盤

提案・要望 17	農業農村整備事業の推進	33
提案・要望 18	県土の発展と強靱化に資する道路整備の推進	35
提案・要望 19	住民の命とくらしを守る治水対策の推進	41
提案・要望 20	気候変動を見据えた土砂災害対策の推進	45
提案・要望 21	滋賀の魅力向上をさせるまちづくりへの支援	47
提案・要望 22	空き家対策の一層の推進	49
提案・要望 23	地域公共交通再生に向けた取組支援	51
提案・要望 24	広域幹線鉄道ネットワークの維持・改善	53
提案・要望 25	原子力災害への実効性ある多重防護体制の構築	55
提案・要望 26	時代の変化に対応する警察活動推進体制の整備	57

環境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

提案・要望 27	2050年CO2ネットゼロに向けた取組の推進	59
提案・要望 28	公的管理森林の持つ公益的機能の持続的発揮	63
提案・要望 29	エネルギー政策の推進	65

全体の推進

提案・要望 30	次世代に向けて持続可能な地方税財政基盤の確立	67
提案・要望 31	地方創生の一層の推進	69

2024年滋賀国スポ・全国障害者 スポーツ大会に向けた支援の充実



▶両大会の開催効果を将来にわたってスポーツ推進や健康増進につなげるためには気軽に利用できるスポーツ施設の整備等が重要。よって、スポーツ施策推進やスポーツ施設整備等に対する支援の充実を図りたい。

【提案・要望先】総務省、財務省、文部科学省

1. 提案・要望内容

スポーツ施策推進やスポーツ施設整備等に対する支援の充実

- 両大会運営費に対する支援の充実と財源の確保
- 両大会の開催にかかる施設整備について
 - ・ 支援制度の充実と財源の確保
 - ・ 事業費に対する地方債の充当率の嵩上げ
 - ・ 元利償還金に対する地方交付税上の措置の充実
- 学校施設環境改善交付金などスポーツ施設整備にかかる支援制度の拡充

2. 提案・要望の理由

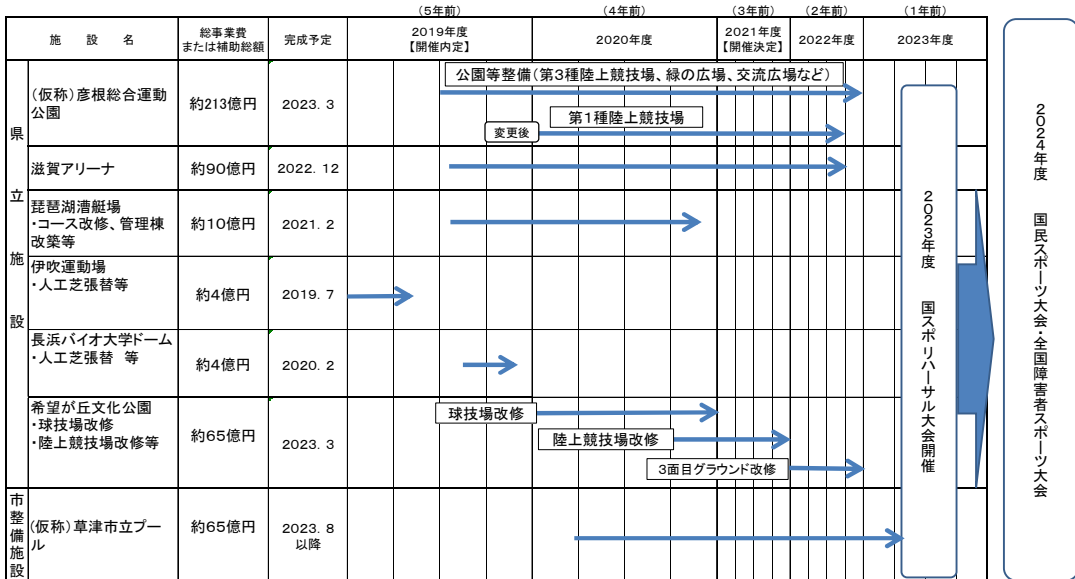
- 各地方におけるスポーツ推進のため施設整備や人材育成などは、国全体で取り組むべき喫緊の課題である。本県における両大会の開催効果を将来にわたって県民のスポーツ推進や健康増進につなげるためにも、誰もが気軽に利用できるスポーツ施設の整備・充実が不可欠。
- 両大会の施設整備を含む開催に要する経費の大部分を開催地の都道府県と各競技会場となる市町が負担は非常に大きいが、近年施設整備のコストが上昇し、地方の負担が増加している。
- 両大会運営費は先催県平均額で約67億円が必要であるが、国庫補助は国体（国スポ）で4億3,000万円、全国障害者スポーツ大会で8,100万円となっている。
- スポーツ基本法第26条では、国体（国スポ）は国、県および日本スポーツ協会が共同で開催すると記載されており、国においても役割に応じた負担が必要。
- 学校施設環境改善交付金では、ラグビーワールドカップレガシー創出のためのメニューの追加により、令和元年度に当県の施設整備で採択いただいた。今後は、配分金総額の増額や対象施設の拡充、地方の特性に合わせた施設整備が可能となるよう新たな枠組みを設けるなど、地方のニーズに応じた実効性の高い支援制度への拡充が求められる。

(本県の取組状況と課題)

両大会開催に向けた施設整備の促進

- (仮称)彦根総合運動公園をはじめとする他のスポーツ施設について、計画的に新設・改修・修繕。
- 市町においてもスポーツ施設を新設、建替。
- 中央競技団体による正規視察の結果を受けて、スポーツ施設の改修・修繕に着手・検討。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けた施設整備について



- 主会場となる(仮称)彦根総合運動公園の第一種陸上競技場の建築工事については、建設コストの上昇等により不落が発生したことから、予算の増額補正により対応。その他、琵琶湖漕艇場や(仮称)草津市立プールに係る入札においても、不調・不落が発生。
- 令和元年度、ラグビー競技が実施できるスポーツ施設の整備(学校施設環境改善交付金)に約7,700万円を採択いただいた。今後も、継続的な支援をお願いする。

国スポ・全国障害者スポーツ大会開催準備の推進

- 『わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ』の開催内定を記念したイベントを実施。
- 国民スポーツ大会のデモンストレーションスポーツおよび全国障害者スポーツ大会のオープン競技について公募を開始。
- 滋賀県オリジナルの取組として、県内の小学5年生から世界で活躍できるアスリートを育成する「次世代アスリート発掘育成プロジェクト事業(滋賀レイキッズ)」を実施。



滋賀レイキッズ事業



開催内定イベント



イベントでのPR活動

担当：文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会課
総務企画係
TEL：077-528-3321



保育環境の充実

- 将来を担う子どもたちが健やかに成長するうえにおいて、人間形成の極めて重要な時期に行われる保育の質の向上は大変重要であり、そのためには保育人材の確保と保育に携わる職員にとって働きやすい職場環境を整えることが必要である。

【提案・要望先】内閣府、厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 保育士有資格者の届出制度の創設

- 保育士有資格者が離職時等に住所などの連絡先の情報を届け出る制度の創設

(2) 保育士等の更なる処遇改善

- 将来に希望が持て、保育職場に定着できるための、更なる処遇の改善の実施

(3) 保育士等の配置基準の見直し

- 保育士の業務負担軽減と保育の質の向上に向けた保育士配置基準の早期見直し
- 公定価格の基準を超え、調理員を配置している施設に対する支援

2. 提案・要望の理由

(1) 保育士有資格者の届出制度の創設

- 年度平均の有効求人倍率はここ数年2倍以上で推移
- 今後、保育士確保のためには潜在保育士の活用が不可欠であるが、所在把握ができず、再就職のアプローチが困難
- 保育士登録制度等を活用した全国的な仕組みづくりが必要

(2) 保育士等の更なる処遇改善

- 本県が実施した保育士実態調査の結果によると、保育士として働きたくない理由は、「給与に不満」、「仕事量が多く、身体的な負担が大きい」、「休暇が取れない・取りづらい」などが大きな要因となっている

(3) 保育士等の配置基準の見直し

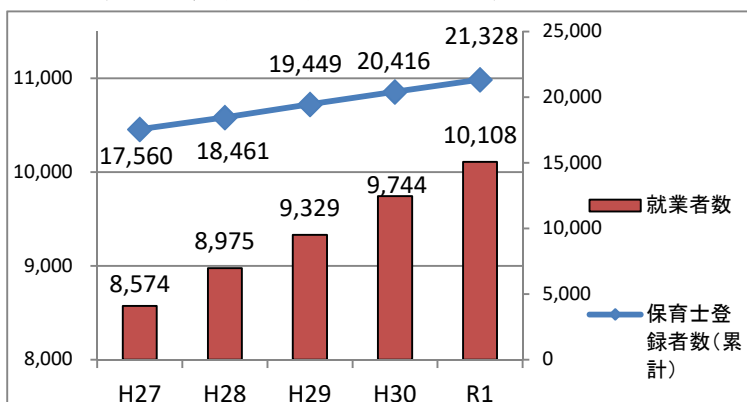
- 保育士の負担軽減に向けて事項要求されてきた配置基準の見直し（1歳児6：1→5：1、4・5歳児30：1→25：1）の早期実現が必要
- 近年のアレルギー成分を除去しなければならない児童の増加、除去品目の増加に対応し、安全で安心な給食が提供できるよう、公定価格の基準を超えた調理員配置への加算等による支援が必要

(本県の取組状況と課題)

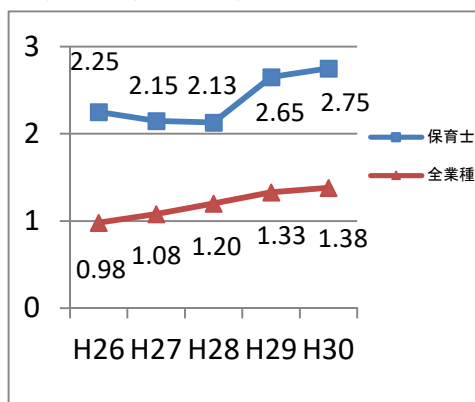
(1) 保育士有資格者の届出制度の創設

- 県内登録保育士の就労は半数にとどまっている ○保育士確保が困難

〔県内の保育士登録者(累計)と就業者数〕



〔県内の年度平均有効求人倍率〕



- 潜在保育士の把握が困難なため、本県では住所や就労等の情報を届けていただく「保育士有資格者バンク登録制度」を令和元年度に創設し、潜在保育士の保育現場への復帰のための情報提供やニーズに合わせたきめ細かなマッチングを実施。

(2) 保育士等の更なる処遇改善

- 県内の給与状況「決まって支給する現金給与額（男女計）」

滋賀県 全産業 33.2万円 > 保育士 22.5万円（差額 10.7万円）

（全 国 全産業 33.7万円 > 保育士 23.9万円（差額 9.8万円））

（出典：平成30年賃金構造基本統計調査より）

- 本県が実施した保育士実態調査の結果から以下のようなことが見えてきた

- ・勤続年数が3年未満の退職者が多いこと
- ・仕事量が多く、責任が重いことなど、仕事内容に見合った給与となっていないことから、保育士として働きたくないと考えていること
- ・身体的な負担や休暇が取れないことなど、労働環境の改善が望まれていること

(3) 保育士等の配置基準の見直し

- 本県では、低年齢児（1・2歳児）の受入れに積極的に取り組む民間保育所等に対し、保育士の配置が5：1となるよう必要な配置に要する経費を補助
- 現場の調理員は、離乳食や衛生管理、食育指導に加え、アレルギー除去のための業務が求められ、現行の基準による体制では対応が困難となっている。

〔H29 県内のアレルギー対応が必要な児童数（保育認定）〕（本県調べ）

	利用児童数 (A)	アレルギー疾患 対応が必要	うち食物アレル ギー(B)	アナフィラキシー対 応「エビベン」の保 管状況(人分)	食物アレルギー疾 患児童の割合 (B/A)
公立	12,092	872	746	37	6.2%
私立	20,412	996	907	47	4.4%
計	32,504	1,868	1,653	84	5.1%

担当：健康医療福祉部子ども・青少年局子育て支援室
TEL 077-528-3557



児童福祉司の確保・育成

- 児童虐待は子どもの人権を侵害し、心身の成長と人格の形成に重大な影響を及ぼし決して許されるものではない。児童虐待から子どもを守るためには、未然防止の取組と併せ、発生した虐待事案に迅速かつ的確に対応することが重要であり、そのためには、現場で対応する児童福祉司の確保と資質の向上が必要である。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 児童福祉司を育成するための仕組みづくり

- 児童福祉司の育成を確実に進めるための、国主導による法定研修（任用後研修）受講システムの構築

(2) 児童福祉司を確保するための全国的な周知・啓発活動

- 児童福祉司の仕事に関心を持ち、確保につなげるための全国的な周知・啓発活動の実施

2. 提案・要望の理由

(1) 児童福祉司を育成するための仕組みづくり

- 児童相談所では日々の事案対応に追われ、独自に研修の機会を確保することは困難な状況。
- また、法定研修である任用後研修は演習が中心となっており、県単位では、効果的な実施に必要な受講者数の確保が困難である。
- 児童虐待事案は、転居等により重篤化し危険性が高まることも考えられることから、所管が県域を超えた場合においても迅速・的確に対応するためには、児童福祉司の全国的な資質の向上が重要であり、そのためには、研修センター（西日本こども研修センターあかし、子どもの虹情報研修センター）において、研修を受講できる仕組みが必要。

(2) 児童福祉司を確保するための全国的な周知・啓発活動

- 全国的に人材が不足する中、学生をはじめとする新たな人材が児童福祉司に関心を持ち、人材の確保につながるよう、CM、広報、大学等関係団体への働きかけなど国主導による大々的なキャンペーンの展開が求められる。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県の虐待相談件数と専門職員の配置数の状況

①子ども家庭相談センターにおける虐待相談件数は、過去10年間で**3.0倍**

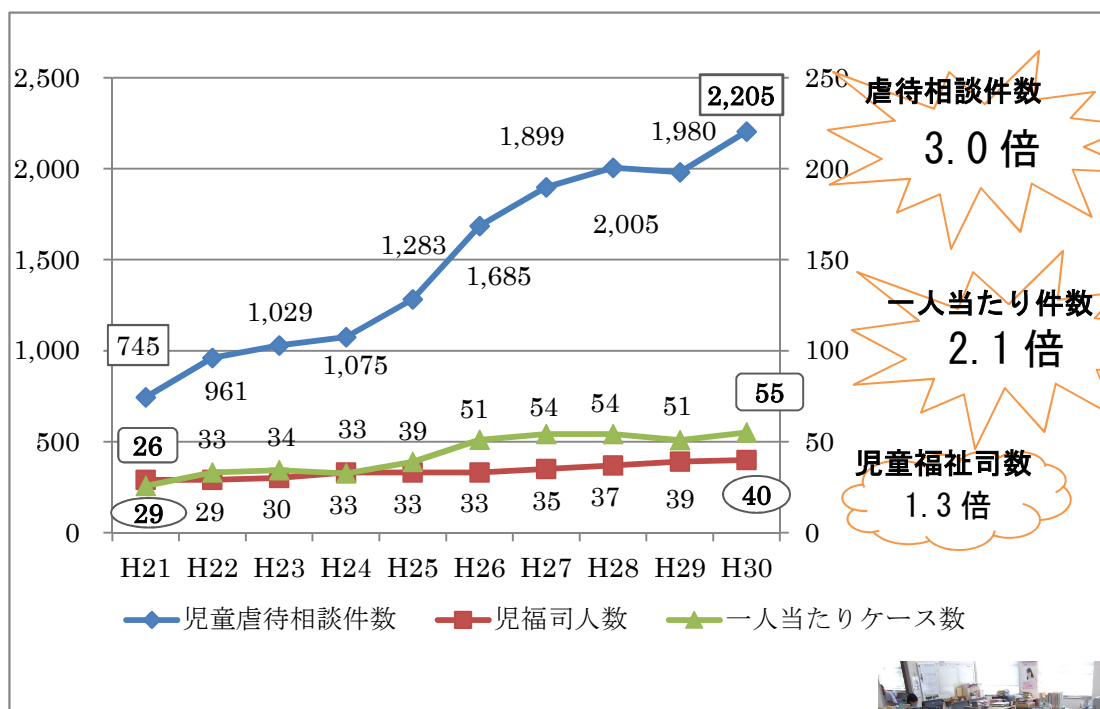
H21年度 745件→H30年度 2,205件

②センターの児童福祉司の配置数は、過去10年間で**1.3倍**

H21年度 29人→H30年度 40人

③児童福祉司1人あたりが抱える虐待相談件数は**2.1倍**(※非行、育成相談等は除く)

H21年度 $745 \div 29 = 26$ 件 → H30年度 $2,205 \div 40 = 55$ 件



現場対応に追われている
児童相談所の様子(日中)

(2) 質と人材確保にあたっての課題

○増加、複雑化・困難化する児童虐待事案の現場対応に追われ、研修の独自開催と、受講者の確保が困難である。

○全国的に人材が不足する中、報道等による児童相談業務への負のイメージの増大により、各自治体での人材確保が一層困難となっている。

(3) 国への提案

○虐待対応にあたっては、児童福祉司の全国的な資質の向上が求められることから、国主導により、年間を通して法定研修(任用後研修)が受講できる仕組みが必要。

○児童相談所に対する負のイメージを払拭し、新たな人材の獲得に向けて全国的なPR戦略が必要。

担当：健康医療福祉部子ども・青少年局家庭支援推進室
虐待対策プロジェクト係 TEL 077-528-3551



夢と生きる力を育む教育環境の整備

- 新しい学習指導要領に対応した教育を実施していくには、教員がきめ細かく子どもに関わることができる教育環境を整えることが不可欠であり、加配の充実や定数の改善を図りたい。
- 教員が持てる力を最大限に発揮できる働き方改革を進めるため、サポート人材の拡充を図りたい。

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 新たな教育内容や個に応じた多様な教育課題への対応

○少人数教育の充実と専門性の高い授業づくりのための専任教員配置の拡充

- ・ 個に応じた習熟度別学習指導のための加配の配置
- ・ 少人数教育充実のための定数改善（小学校第3学年での35人学級編制の実現）
- ・ 小学校高学年（第5・6学年）における専科指導（教科担任制の導入）による教育内容の専門性の向上

○子どもの多様な教育課題に専任する教員配置の拡充による指導の充実

- ・ いじめ、不登校の解消を目指し、指導体制を充実する専任教員の拡充
- ・ 教育相談機能充実のための養護教諭の複数配置基準の改善

(2) 子どもと向き合う時間の充実（教育効果を高める働き方改革推進）

○多彩な人材の参画による学校の教育力の向上

- ・ 教員に代わって事務作業を行うサポートスタッフの配置・拡充
- ・ 学校業務を軽減するための共同事務実施のための事務加配の配置・拡充
- ・ 学校図書館機能充実のための学校司書の定数化
- ・ 部活動指導員の配置・拡充
- ・ 補習や発展的な学習への対応のための支援人材の配置（豊かな経験を有する退職教員の効果的な活用）

2. 提案・要望の理由

- (1) きめ細かく専門性の高い教育の充実に向け、個に応じた習熟度別学習指導、35人学級編制や小学校高学年における教科担任制の導入に向けた定数改善が必要。
また、いじめや不登校、特別な支援を要する児童生徒への対応等など、多様な教育課題に対応するためには、それぞれの課題に専任する教員の配置を拡充し、子ども一人ひとりにきめ細かく指導する体制の充実を図る必要がある。
- (2) 教員が子どもと向き合う時間を充実させるためには、学校における働き方改革の推進が必要。スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の活用等、教員と専門スタッフや地域の人材が連携、分担して一つのチームとして校務を行う体制を整備し、多彩な人材の活躍により、学校の教育力の向上を図ることが必要。

(本県の取組状況と課題)

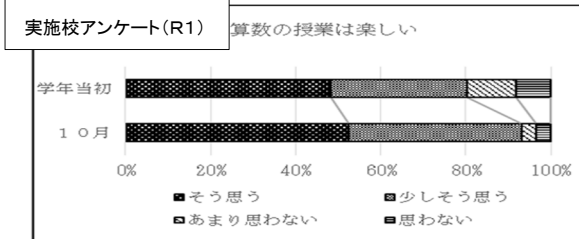
本県は、いじめや不登校、学力、体力の向上、特別支援教育などの課題を総合的に解決するために、少人数学級編制を小中学校全学年で実施するとともに、個に応じた習熟度別学習指導の取組を進め、一定の教育効果を挙げている。しかし、依然として教育課題が多く、特にいじめなど問題行動の低年齢化が深刻な状況。また、小学校で新学習指導要領に基づく教育指導が開始される中、教科指導力の向上に向けた体制の拡充が求められている。

他府県から、多くの子育て世代が転入してきている中、県民に信頼される教育を進めるため、最大の教育資源である教員が、最大限に教育力を発揮できる教員配置を進めることが喫緊の課題である。

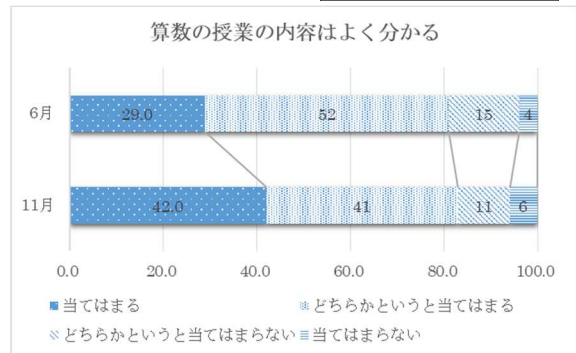
習熟度別指導取組の教育効果が上がっている

習熟度別状況「学び確認テスト」(正答率の上昇)

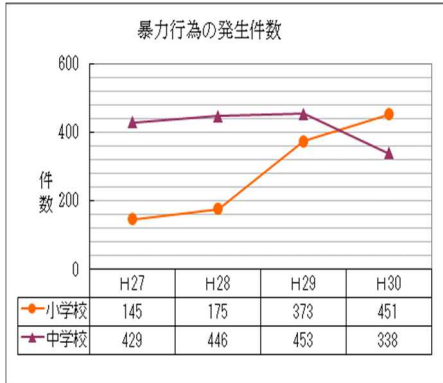
小学校 **22校中18校** ↑
中学校 **14校中8校** ↑



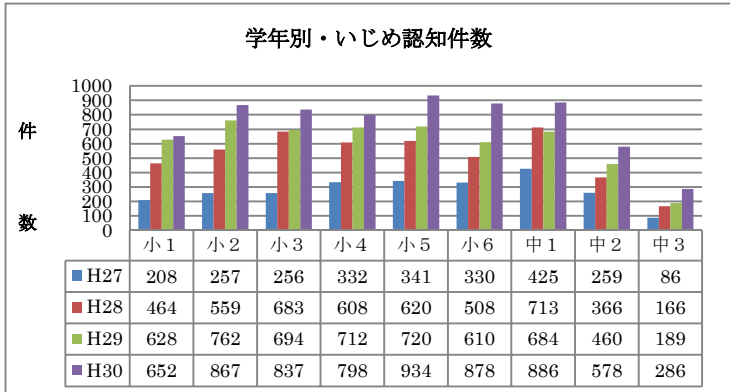
実施校アンケート(R1)



一方で、依然として教育課題が多く、問題の低年齢化も深刻な状況

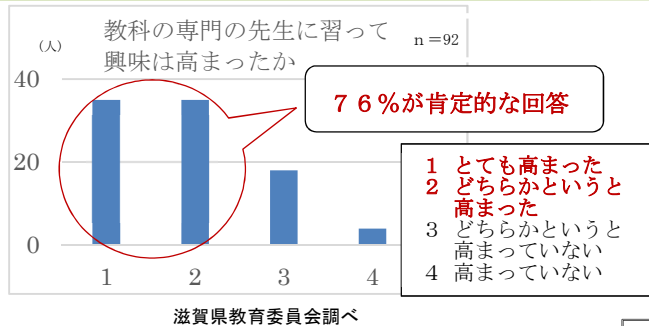


滋賀県教育委員会調べ



これまで中1がピークであったが、小学校の伸びが著しく、平成30年度におけるピークは小5となっている

小中連携における専科指導のメリット (教科担任)



滋賀県教育委員会調べ

本県における外部人材の効果

スクール・サポート・スタッフ配置効果	
1人当たり削減時間/月	8.8時間
※令和元年度配置93校	
部活動指導員配置効果	
1部活動当たり削減時間/月	20.8時間
※令和元年度配置54校	

担当：教育委員会 教職員課 小中学校人事係
TEL：077-528-4534



特別支援学校における学校環境づくりの推進

- ▶ 特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の増加や高度化への対応、専門的な学びを実現するための学校環境づくりを進められたい。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】文部科学省

(1) 医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援

- 医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援のための補助制度の整備

(2) 特別支援学校の教育環境の整備

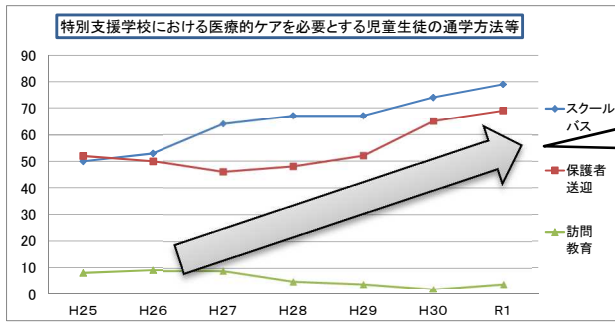
- 特別支援学校における医療的ケア実施のための看護師の定数措置または加配制度の新設
 - ・高度化する医療的ケアに対応した安全な実施体制の整備
- 知的障害教育課程における職業学科設置の際の定数改善

2. 提案・要望の理由

- (1) ○特別支援学校においては、児童生徒の通学に係る保護者の負担や通学に必要な公共交通機関の利便性等の状況を考慮して、スクールバスを配備しているが、通学途中で医療的ケアを必要とする児童生徒については、車内での安全が担保できないことから保護者の送迎による通学になっている。
- 通学に要する保護者の負担を軽減するため、本県において令和2年度から「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業」を実施。
- (2) ○人工呼吸器の使用など、高度化する医療的ケアの安全な実施体制の整備が急務。
- 学校卒業後の職業的自立と社会参加をより一層進めるためには、地域や企業との連携を図り、一人ひとりの障害に応じた指導の充実が必要。また、知的障害特別支援学校における職業教育充実のために、普通科の定数の算定に関する特例を職業学科にも適用し、指導体制の充実を図ることが必要。

(本県の取組状況と課題)

◎医療的ケアを必要とする児童生徒の通学にかかる支援



通学する医療的ケアが必要な児童生徒が年々増加
うち、半数は保護者が送迎

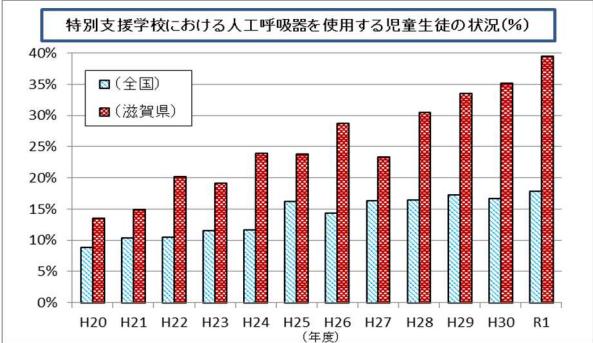
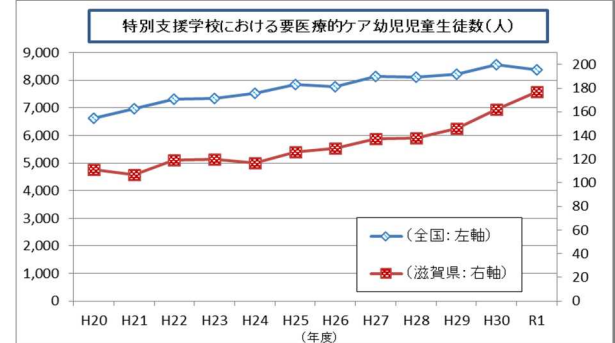
●医療的ケア幼児児童生徒の通学率(R1)
(全国)74.3%/(滋賀県)97.7%

医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業



令和2年度新規事業
内容:通学途上に医療的ケアが必要な児童生徒について、看護師が同乗する車両で学校と自宅間を送迎し、通学送迎にかかる保護者の負担を軽減する。
(県と市町・教育と福祉が連携して実施)
規模:10回×80人
予算:19,616千円(一般財源)

◎特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の状況



●滋賀県における特別支援学校看護師配置数:(H20)19人⇒(R1)39人

■課題:医療的ケア児童生徒数の増加と医療的ケアの内容の高度化への対応が必要

◎滋賀県立特別支援学校高等部卒業生の就職率 ⇒⇒◎4校目の高等養護学校を新設予定(R3.4開校)

→ 徐々に向上しているが全国より低い

	H27	H28	H29	H30
滋賀県平均	27.6%	28.5%	29.6%	27.9%
全国平均	29.4%	30.1%	31.2%	32.3%

→ 県立高等養護学校の就職率は高い

	H27	H28	H29	H30
就職率	74.0%	82.0%	82.4%	82.2%

○「しごと総合科」では、**系統的に**学びます。

職業生活に必要な能力を高め、実践的な態度を育てるため、専門教科の履修を通して専門的・系統的な学びを重視します。

○「しごと総合科」では、**具体的に**学びます。

「しがごと検定」等を活用した指導を通して、就労に向けた具体的な目標と働くための基本姿勢等の学びを重視します。

○「しごと総合科」では、**実践的に**学びます。

地域や企業との連携による産業現場等での実習等を通じて、社会の中での実践的な学びを重視します。

■課題:生徒の働く意欲や、働くために基礎となる力の育成(職業学科での学びが有効)

■課題:生徒の就労希望と企業の求人をつなぐ取組の充実(体制の整備が必要)

担当:教育委員会 特別支援教育課 企画管理係
TEL:077-528-4640



県立学校のICT環境整備

Society5.0という新たな時代を担う人材の教育にふさわしい環境整備が必要。
県立学校のICT環境整備に向けて、支援の充実を図りたい。

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) GIGAスクール構想実現に向けた支援の充実

- ①環境整備・保守・更新のための財政支援の拡充
- ②ICT支援員等のサポート人材の充実
- ③デジタルコンテンツの整備、著作権への対応
- ④ICTによる学習のバリアフリーへの支援

2. 提案・要望の理由

(1) GIGAスクール構想実現に向けた支援の充実

①環境整備・保守・更新のための財政支援の拡充

○通信ネットワーク、端末等の整備完了後における保守管理、更新時の費用、インターネット回線通信費について、地方財政措置の拡充を行うなど、継続的かつ十分な財政支援が必要

○全国的な事業であり、技術者、機材が需要過多になること、また、新型コロナウイルス感染症対策の影響も想定されることから、補助対象年度の延長が必要

②ICT支援員等のサポート人材の充実

○教員のさらなるサポートのため、ICT支援員等を地方財政措置で措置された4校に1人からさらに増員するための継続的な財政支援が必要

③デジタルコンテンツの整備、著作権への対応

○授業に活用できるデジタルコンテンツの整備を図り、教員が自由に利用できる仕組みを構築することが必要

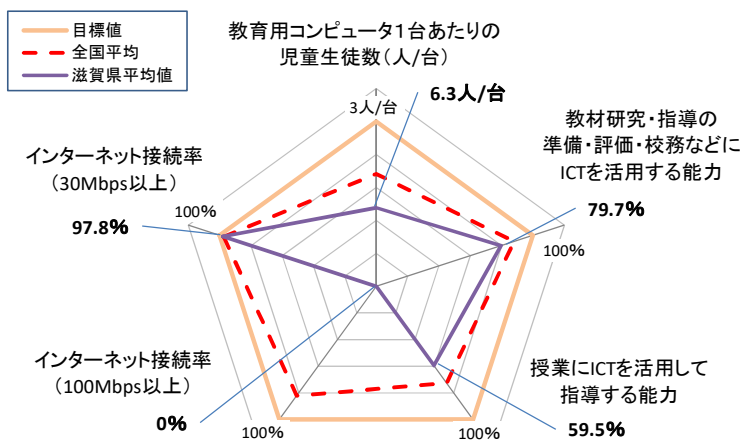
○著作物を使用するための補償金制度について、令和2年度は無償化されたが、令和3年度以降、地方の負担を伴わない制度の恒久化が必要

④ICTによる学習のバリアフリーへの支援

○肢体不自由の児童生徒がタブレット操作をしやすような補助器具整備、視覚障害がある児童生徒やディスレクシアの児童生徒が使いやすいソフトウェア整備など、学習支援ツールを導入するための継続的な財政支援が必要

(本県の取組状況と課題)

◎滋賀県の高等学校におけるICT環境整備等の実態



■ ICT環境整備の課題

- ・高等学校の教育用コンピュータは、最終的に1人1台を目指しているが、現状は約6人に1台であり、国の目標値の半数しか整備できていない。(全国43位)
- ・インターネット接続は、今後1Gbpsを目指しているが、現状は30Mbps以上であり、100Mbps以上の学校はない。

■ ICT活用に係る課題

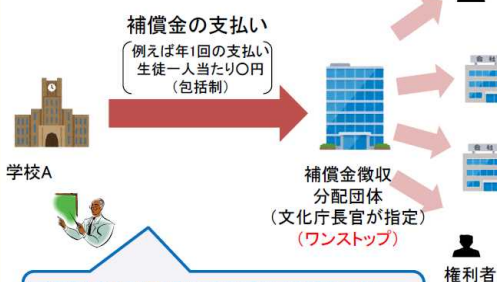
- ・授業にICTを活用して指導する能力が全国平均に比べて低い(全国45位)

◎著作物の使用に係る補償金の発生

- ・著作権法で、授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。とされている。(第35条)
- ・著作権法の改正(平成30年5月25日公布)に伴い、著作物の使用について、オンライン教育での使用(例:予習・復習用資料のメール送信、オンデマンド授業のためのインターネット送信等)を想定した一定額の補償金の支払いが発生する。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策で無償化された。

権利制限により、ワンストップの窓口にて一定の補償金を支払えば著作物を適法に利用可能

※補償金額については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可する。



・権利者に相談なく自由に利用可能
・簡便な手続き

◎学習のバリアフリー化

障害のある児童生徒が学習しやすいような環境を整えるため、補助器具やソフトウェアなどの整備が必要である。



担当: 教育委員会事務局 教育総務課 教育ICT化推進室
TEL 077-528-4518



地方の高度人材育成機関の設置検討への支援

- ものづくりの高度人材は、日本の産業の競争力を強化し、国力を高めるために重要であり、地方における高度人材育成に対する機能強化への支援を図りたい。

【提案・要望先】 文部科学省、経済産業省

1. 提案・要望内容

(1) 地方の高度人材育成機関の設置検討に向けた支援

- 設置方式や教員確保、学科・カリキュラム設定等に対する専門的な助言など地方における新たな高度人材育成機関の在り方に向けた検討の支援

(2) 地方の高度人材育成機関の設置に係る制度創設

- 地方における高度人材育成機関の設置を図る財政支援制度の創設

2. 提案・要望の理由

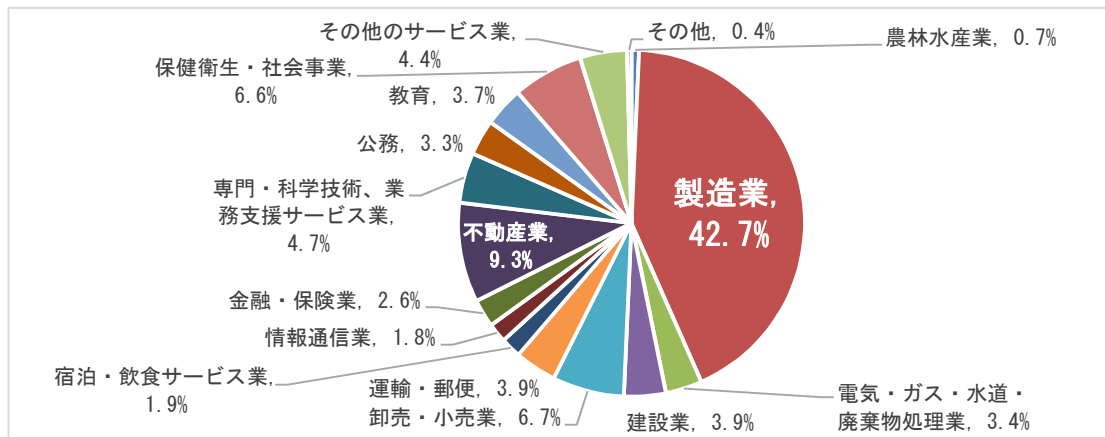
- 第4次産業革命と呼ばれる飛躍的な技術革新が進行する大きな変化の中で、日本や本県が将来にわたり競争力のある力強い産業を創出し、今後も持続的に発展していくためには、地域や世界の社会的課題を解決する起業家・イノベーター、AIやデータを活用することができる実践型人材など、これからの産業を担う高度人材の育成が不可欠である。
- 第二次産業の割合が46%を超える全国有数の内陸工業県である本県にとって、高度人材の育成は極めて重要である。経済団体や企業から高等専門学校の創設をはじめとする高度人材育成のニーズが高まっており、早急な環境整備が求められる。
- 企業の即戦力となる理工系分野の高度人材については、主に高等教育機関である大学や高等専門学校がその役割を担っている。本県はこれまで理工系大学を設置、誘致してきたが、県内定着に課題がある。

(本県の取組状況と課題)

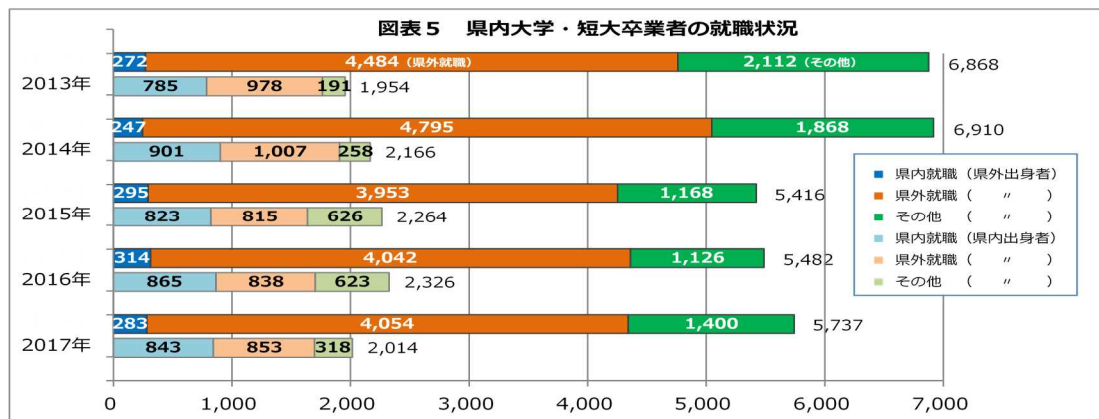
【本県の状況】

- ・ 県内総生産に占める製造業の割合 42.7% (全国1位)
- ・ 1 製造事業所あたり付加価値額 10 億 18 百万円 (全国2位)
- ・ 15-64 歳人口の割合 60.2% (近畿2位)
- ・ 交通の要衝という地の利から、企業や研究所が多く立地

＜経済活動別の県内総生産(名目)における構成比＞



- ・ 県内 11 大学、2 短期大学が立地
- ・ 理工系学部は、龍谷大学理工学部、立命館大学理工学部、県立大学工学部
- ・ 大学、短大卒業者の県内定着率は低い。
- ・ 県内に高等専門学校はなく、ものづくりを担う実践型人材が不足
- ・ 県内の中学校卒業生のうち、毎年約 60 名が県外の高等専門学校へ進学



【本県の取組および課題】

- 庁内検討会、検討委員会（外部有識者）において検討を進めていく。

令和元年度	令和2年度		令和3年度
	庁内検討会		構想策定
		●方向性ととりまとめ	
・情報収集、課題整理	・産業界ニーズ調査（アンケート、ヒアリング） ・事例調査、関係機関調整		外部有識者による検討委員会

- 早期に結論を出していくためには、国の財政的・技術的支援が必要。

担当：総合企画部企画調整課企画第一係
TEL 077-528-3314



障害者の地域生活支援等の充実

- 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が自ら望む生活を送ることができる社会の実現は重要。そのために障害者の地域生活への支援の充実を図りたい。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 重度障害者等に対する支援体制の充実

- 強度行動障害者や重症心身障害者に対する通所事業所やグループホームにおける支援の充実に向けた加算制度の拡充
- 重症心身障害児者や医療的ケア児者への支援に対する医療型短期入所等における報酬上の評価の充実
- 事業所の営業時間外における支援など、利用者ニーズに対応した支援を実施する事業所に対する報酬上の評価の実施

(2) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 障害福祉計画による障害福祉サービスの整備を計画的かつ確実に実施するための予算規模の維持
- 重症心身障害者や強度行動障害者対応の事業所整備に対するかかり増し経費に対する加算の充実

2. 提案・要望の理由

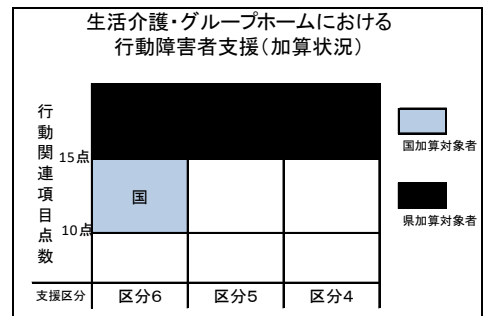
- 強度行動障害者や重症心身障害児者など重度障害者が地域で生活をしていくためには、支援員の加配等、手厚い支援体制を整えるための加算制度や、その受入事業所の整備を充実するための施設整備補助での評価が必要
- 医療的ケアが必要な方への緊急対応や保護者レスパイトのための医療型短期入所等のサービスの整備充実が必要であることから、そのための報酬の評価が必要。
- 障害者の日中活動事業所においても、利用者ニーズに応じて営業時間外に支援を行うケースがあることから、放課後等デイサービスにおける延長支援に対する報酬での評価が必要。
- 県障害福祉計画におけるサービス量整備目標の達成や地域生活支援拠点を含む事業所等の計画的な整備のためには、施設整備にかかる現在の予算規模の維持が必要。

(本県の取組状況と課題)

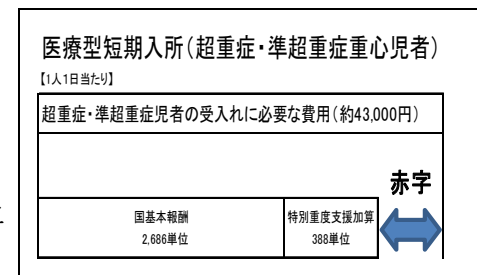
(1) 重度障害者等に対する支援体制の充実

- 障害支援区分に関係なく、パニックなどの行動障害の表出に対応するためには手厚い職員体制が必要であること等から、行動関連項目 15 点以上の強度行動障害者の支援のために職員加配をする生活介護やグループホームに対し県単独加算を実施。

あわせて重症心身障害者の支援を行うために支援員の加配を行う生活介護事業所に対して県単独加算を実施している。



- 重症心身障害児者や医療的ケア児者等の地域生活を支えるためには、医療型短期入所等による家族支援が重要であるが、超重症等の受入れを行う医療型短期入所において、現在の報酬では必要経費に満たず、事業所の負担が大きくなっている。



- 児童期には放課後等デイサービスにおける延長支援制度が存在する一方で、児童期を過ぎた障害者に対しては、日中サービス事業所の営業時間外の支援が無いことから、サービス利用時間が実質上短くなることにより、保護者の就労継続等の阻害要因となるケースがある。

(2) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源確保

- 民間心身障害児者施設整備費国庫補助金については、国において予算拡大をいただいているが、毎年度の数十件の要望に対しては、十分な国庫内示となっておらず未整備案件が累積しており、予算規模が維持されないと計画的な事業所整備が難しい。

【国庫補助実績】

年度等	H29 当初	H29 補正	H30 当初	H30 補正	H31 当初	R1 補正	平均
国庫補助内示率	55.6%	91.9%	93.9%	65.0%	100.0%	34.7%	73.5%
採択数/協議数	8/11	22/22	3/3	2/6	1/1	7/13	76.8%

参考：R2 年度末グループホーム整備目標に対する整備率 84.8% (H30 年度末)

- 重症心身障害者対象事業所については、車イスや機械浴槽等に対応するためのスペースの確保、強度行動障害者対象事業所については、強化ガラスや個人にあわせた環境整備等に費用がかかるが、施設整備国庫補助金に加算がないため、県単独の上乗せ補助(重症心身障害者対応等のためのかかり増し経費分)を実施。

担当：健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係 TEL 077-528-3544

再犯防止の推進

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



- 再犯防止推進計画に基づく分野横断の総合的な取組は緒についたばかりであり、地域再犯防止推進モデル事業が終了する令和3年度以降も、刑事司法手続段階における福祉的支援が必要な人（高齢者、障害者）への支援が継続的・安定的に実施できるよう財政措置による支援をお願いしたい。

【提案・要望先】法務省

1. 提案・要望内容

(1) 刑事司法手続段階における福祉的支援が必要な人への支援を継続的・安定的に実施するための制度化および財政措置

- 令和2年度をもって終了する法務省「地域再犯防止推進モデル事業」の成果や課題と、国と地方公共団体の適切な役割分担を踏まえた、令和3年度以降の制度化および必要な財政措置

(2) 「入口」から「出口」まで支援をつなげる仕組みづくり

- 入口支援の対象者が矯正施設に入所した場合でも、支援に関する情報が引き継がれ、出口支援まで切れ目のない一貫した支援を行うことができる、情報の共有や引き継ぎの仕組みづくり

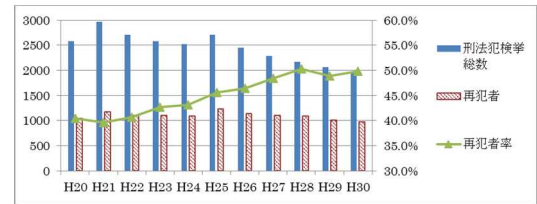
2. 提案・要望の理由

- 法務省「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して実施している、入口支援事業の新規相談件数は、平成30年度42件、令和元年度41件と、司法関係機関において見出された福祉的支援の必要な人に対して、福祉サイドからの早期の支援を行うことができている。
- 地域再犯防止推進モデル事業が終了する令和3年度以降も、入口支援や事業所支援を継続的・安定的に実施していくためには、国と地方公共団体の適切な役割分担を踏まえつつ、令和3年度以降における支援従事者の配置等の制度化および財政措置が必要である。
- 入口支援を実施する中での課題認識として、福祉的支援を必要とする人が実刑判決となった場合に必ず出口支援へつながる仕組みが不在であること、留置場や拘置所からの釈放前に必要な薬や治療等の医療的支援情報の不足から、釈放後の受診や投薬に支障がでることがあり、情報提供の仕組みが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県における再犯の状況

- ・平成30年における検挙(送致)人員は1,952人、うち再犯者973人で再犯率は49.8%。(全国 H30: 48.8%)
- ・再犯率は過去10年間で9.3ポイント増加。



年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
刑法犯検挙総数	2,585	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,952
再犯者	1,047	1,179	1,100	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008	973
再犯者率	40.5	39.7	40.7	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9	49.8

(2) 滋賀県再犯防止推進計画(平成31年3月策定)

計画の期間 : 2019年度から2023年度(5年間)

(3) 本県における国モデル事業活用事業

- ① 刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援
- ② 再犯防止地域支援員の設置
- ③ 事業所等相談アドバイス事業
- ④ 再犯防止推進会議の開催

(4) 昨年5月、山下法務大臣(当時)との「再犯防止「三方よし」宣言」



(5) 入口支援を実施する中で見えてきた課題

- 再犯防止の取組には、経験ある人材が不可欠であるが、人材確保のためには安定した財源が必要である。
- 入口支援の段階で関わった福祉的支援を必要とする人が、実刑判決となった場合に、公判段階で地域生活定着支援センターが作成した資料や情報が、矯正施設に申し送りできる仕組みがないことから、矯正施設において福祉的支援の必要性に気づかず、出口支援につながらないことがある。継続的な福祉的支援を受刑中においても実施できるようにする必要がある。
- 入口支援は依頼から釈放までの期間が短いケースが多いが、医療情報や服薬状況が把握できないことで、施設が受け入れに拒否感を示したり、必要な医療的支援がなく心身が不安定なまま地域に出ることになることから、留置所・拘置所からの医療情報の引き継ぎが必要である。

担当：健康医療福祉部健康福祉政策課
企画調整係 TEL 077-528-3519

介護報酬の地域区分の見直し



- ▶ 今後の超高齢化社会を支える介護人材の確保を図っていくため、人件費の地域差の反映の在り方について、中長期的に抜本的な見直しを行われたい。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 地域の実情を考慮した地域区分の見直し

- 介護保険創設以来、国家公務員に準拠している人件費の地域差の反映の在り方について、中長期的に抜本の見直しを行われたい。
- 保険者が介護保険事業計画期ごとに、選択の範囲内で見直しができるようにされたい。
- 令和3年度改定見直し案のうち、
 - ・複数隣接に関して、4級地もの差がなければ見直し対象とならない点
 - ・人の往来が少ない県境でも機械的に隣接地域とする点について見直されたい。

2. 提案・要望の理由

- 介護報酬については、平成12年の制度創設時から賃金の地域差を反映するために、公務員の地域手当に準じて市町村ごとに8段階の地域区分を設定し、地域区分ごとの単価（10円～11.4円）を介護サービスごとの単位数に乗じて算定されている。
- 最低賃金は都道府県別に設定されているが、介護報酬の地域区分は市町村ごとの設定であり、長年大きな見直しがなされないままとなっている。
- また、公務員の地域手当の設定がない地域については、平成27年度に一定のルールに沿って保険者が選択を行ったところである。しかし、一旦設定を行った後は介護保険事業計画の更新時であっても変更ができず、介護人材不足等の地域の実情の変化に応じて、柔軟に介護保険を運営するうえで支障が生じている。
- 12月の介護給付費分科会で示された見直し案は、全部囲まれルールの適用がある市町が再度地域区分の選択を検討できることとなり前進であるが、新しい複数隣接ルールは4級地もの差がなければ適用されない点や、山あいでの往来が少ない県境についても機械的に隣接しているとみなされる点など、依然として不合理な面がある。

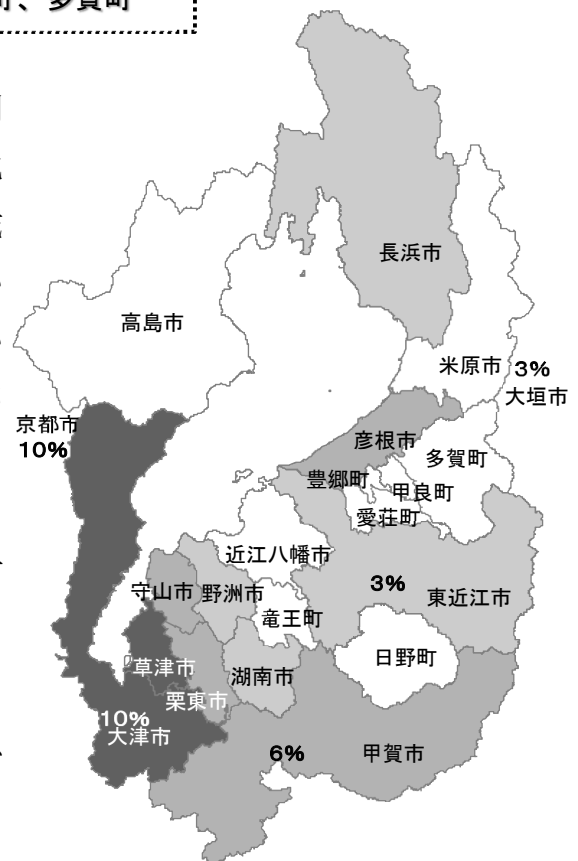
(本県の取組状況と課題)

介護保険事業計画期間ごとの地域区分の見直し

5級地(10%)	大津市、草津市
6級地(6%)	彦根市、守山市、栗東市、甲賀市
7級地(3%)	長浜市、野洲市、湖南市、東近江市
給地なし(0%)	近江八幡市、米原市、高島市、日野町 竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

○ 平成 27 年度介護報酬改定において、特例として、公務員の地域手当の設定がない地域(「級地なし(0%)」の地域)は、地域手当の設定のある地域と複数隣接している場合には、隣接地域区分のうち一番低い区分までの範囲内で適用級地の見直しが可能とされた。(複数隣接ルール)

○ 高島市、米原市、竜王町、日野町、多賀町は複数隣接ルールにより3%を選択できたが、平成 27 年度改定の際は選択せず、平成 30 年度改定においては、再選択は認められなかった。



担当：健康医療福祉部医療福祉推進課 企画係
TEL 077-528-3520



慢性の痛み対策の推進

- 全人口の20%が有しているとされる慢性の痛みについては、本人のQOLの向上のため取組を推進することが極めて重要であることから、一層の支援を図りたい。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業の地域定着

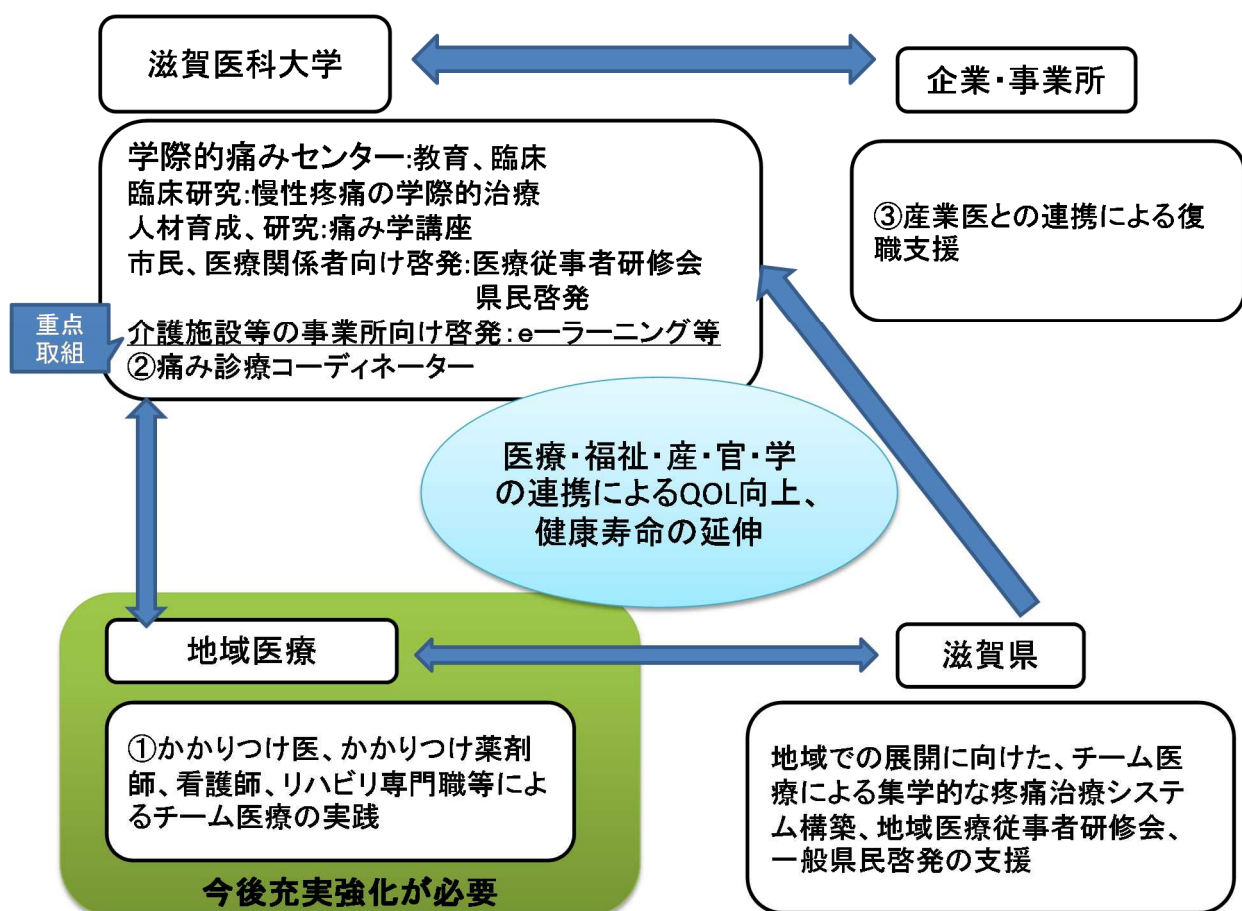
- 慢性の痛みへの対応を充実させるため、各都道府県に「痛みセンター」が設置され、継続的・安定的に運営できるための仕組みづくり
- 「慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業」について、地域医療の推進に向けた先駆的な取組を後押しするための更なる財政的支援

2. 提案・要望の理由

- 慢性の痛みへの対応を充実させるため、診療連携体制の拠点である「痛みセンター」を中心に、医師・看護師・薬剤師・リハビリ専門職・臨床心理士などの医療従事者の人材育成の強化が必要であり、各診療科・職種横断的な集学的診療体制の構築が必要。
- 令和元年度に全国8か所で実施された「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」の近畿地区では「痛みセンター」と開業医のネットワークづくりが進められ、事業成果として軽易な疼痛治療は地域の診療所の理学療法士等が対応し、専門病院は診療所で対応できない複雑な疼痛治療を行う等の役割分担が明確になってきた。
- 一方、「痛みセンター」の設置に必要な器質的な医療の専門医、精神心理の診療の専門家、診療・評価・治療を補助するスタッフ等の配置に係る全ての経費を診療費で賄うことが難しい状況である。このため、「痛みセンター」での診療について、必要なスタッフの配置を含めた診療報酬の加算対象とする等、各都道府県に「痛みセンター」が設置され、継続的・安定的に運営できるための仕組みづくりが必要。

(本県の取組状況と課題)

- 本県においては、滋賀医科大学医学部附属病院(ペインクリニック科)に平成25年から「痛みセンター」が設置されている。令和元年度からは滋賀医科大学医学部附属病院ペインクリニック科 福井聖病院教授が「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」(近畿地区)の代表者として、近隣医療機関との連携や人材育成を進めているところ。(「慢性疼痛診療体制構築モデル事業」には平成29年度から参加)
- 滋賀医科大学附属病院の「痛みセンター」においては、先駆的に①地域医療の推進に向けた医療人材の育成や、②「痛みセンター」とかかりつけ医の連携体制の構築、③産業医との連携による勤労世代の復職支援に取り組んでいる。
- 本県では滋賀医科大学の「痛みセンター」が有効活用されるよう地域医療総合確保基金を活用し、滋賀医科大学に対して補助事業を実施している。
- しかし、「痛みセンター」運営は経費的に不安定であり、将来に渡り、必要なスタッフを安定的に雇用できるようにするためには診療報酬加算等の仕組みが必要。



担当：健康医療福祉部健康寿命推進課難病・小児疾病係
TEL 077-528-3547



鉄道駅のバリアフリー化・ホームドア整備の推進

- 歳を重ねても身体が不自由になっても安心・安全で行きたいところに行き、暮らしていける社会を目指していくため、バリアフリー化整備への支援を拡充されたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 鉄道駅のバリアフリー化のさらなる促進

- 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」について、利用者数に関する要件の緩和と、「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」の追加

(2) ホームドアの設置の推進

- 利用者数が10万人未満の駅に対するホームドア整備の積極的な推進

2. 提案・要望の理由

(1) 鉄道駅のバリアフリー化

- 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、「一日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上」である駅については、令和2年度までに、原則として全てについて移動等円滑化を実施することとされている。
- 利用者数3,000人以上の駅については一定の整備が進んでおり、さらなる高齢化の進展等に対応するため、段階的な対象駅の拡大が必要。
- また、高架等に設置された駅では、エレベーター等の設置が不可欠であるため、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の対象要件に、「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」を加えることで、施設設置管理者の取組を期待。

※本県ではJR湖西線が全線で高架・盛土により建設され、全ての駅が高所に設置。

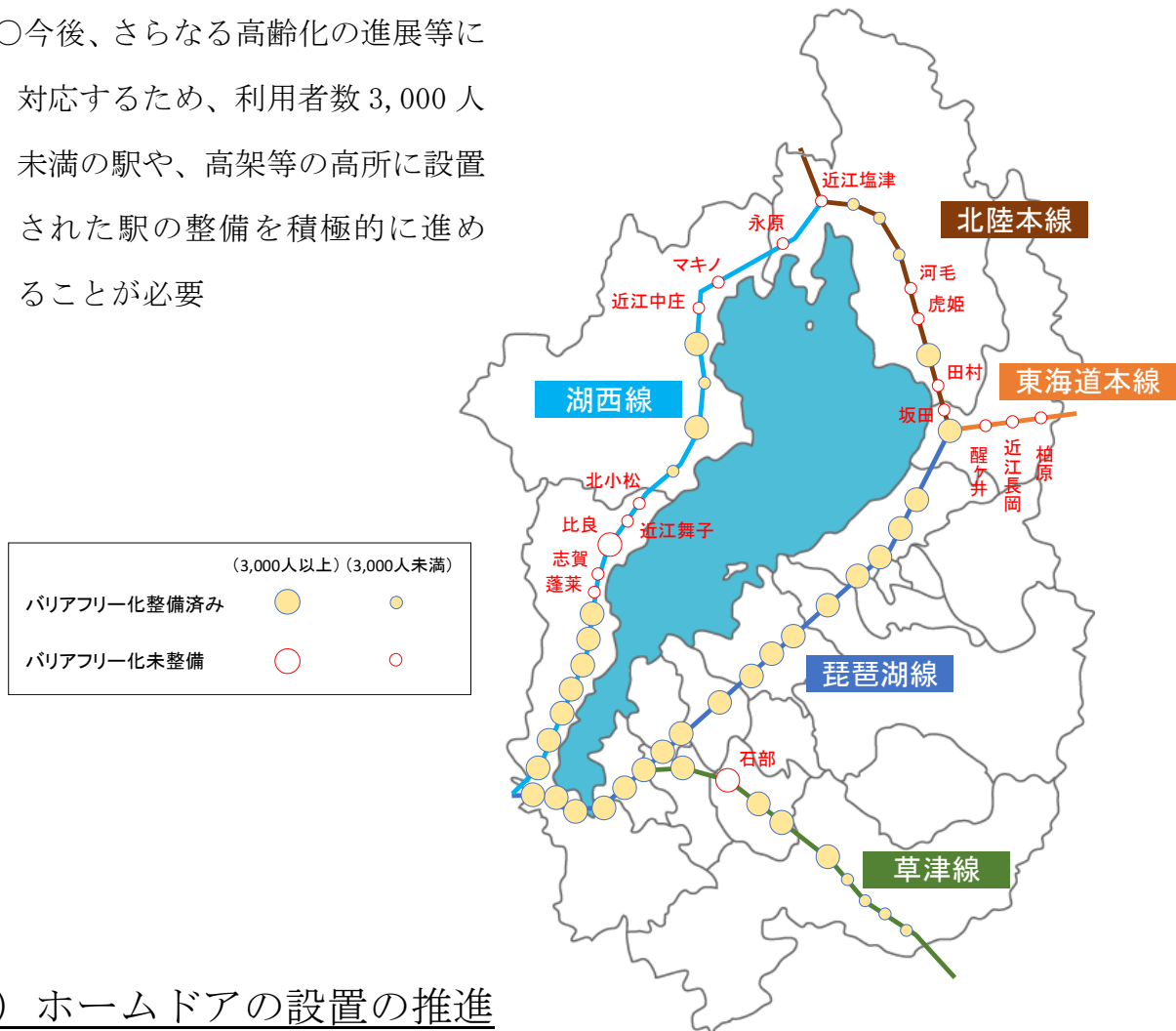
(2) ホームドアの設置の推進

- 交通政策基本計画において、利用者数が10万人以上の駅への優先的な整備を行うこととされているが、対象駅は都市部に偏在。
- 10万人未満の駅でも人身事故が多い駅に積極的に設置を進めることが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 鉄道駅のバリアフリー化

- 本県では、これまでから「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき鉄軌道駅のバリアフリー化を推進
- 県内JR駅では、利用者数3,000人以上では35駅中33駅が整備済みであり、未整備駅（石部駅・比良駅）についても令和2年度に着手予定
- 今後、さらなる高齢化の進展等に対応するため、利用者数3,000人未満の駅や、高架等の高所に設置された駅の整備を積極的に進めることが必要



(2) ホームドアの設置の推進

- 利用者数が10万人未満の駅でも人身事故が多い駅に積極的に設置を進めることが必要

瀬田駅、南草津駅	4件
大津駅、膳所駅、栗東駅、野洲駅、安土駅	3件
唐崎駅	2件

過去5年間の鉄道駅における人身事故発生状況（2件以上発生駅） ※JR西日本より提供

担当：土木交通部交通戦略課交通プロジェクト係 TEL 077-528-3684

性犯罪・性暴力被害者等の支援

- 性暴力被害は潜在化しやすいため、相談しやすい体制を構築するとともに、被害者の「からだ」と「心」のケアができるよう支援体制の充実を図られたい。

【提案・要望先】内閣府

1. 提案・要望内容

(1) 「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」の継続と必要額の確保

- “性暴力被害者のためのワンストップ支援センター”の継続的かつ安定的な運営のため、財政支援制度の継続および必要額の確保

(2) 性暴力被害の相談対応を行う「夜間等支援センター」の設置

- 夜間等における相談に適切かつ効率的に対応する「夜間等支援センター」の設置

2. 提案・要望の理由

(1) 「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」の継続と必要額の確保

- 「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖」(通称 SATOCO^{サトコ})は、医療機関、民間支援団体、警察が連携して24時間ホットライン体制で被害者を支援する取組
- 相談対応を行う専門研修を受けた看護師(SANE^{セイン})や相談員の体制の充実が必要であることから、交付金の継続および必要額の確保が必要

(2) 性暴力被害の相談対応を行う夜間等支援センターの設置

- 医療機関の看護師が24時間体制で相談業務を行っているが、過去の被害に対する相談など緊急の医療的ケアが必要ない相談が深夜にもあり看護師の負担が大きい
- 夜間の多様な相談に適切かつ効率的に対応するため、医療的ケアの必要性を判断し、適切な対応ができる「夜間支援センター」の設置が必要

(本県の取組状況と課題)

(1) 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO (サトコ) (平成 26 年 4 月～)

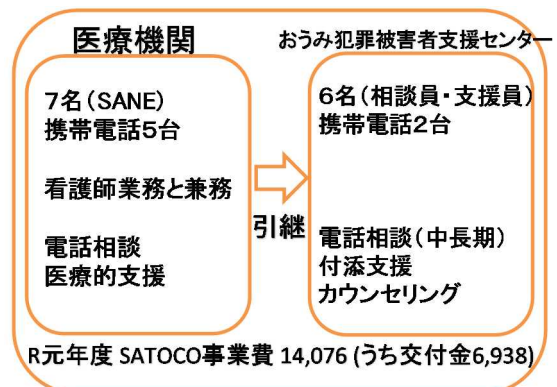
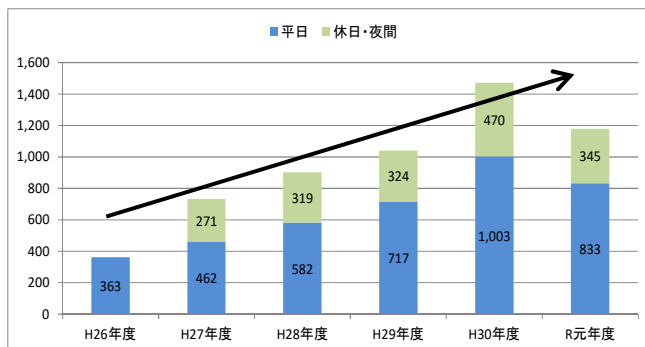
○滋賀県産科婦人科医会・公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター・滋賀県警察・滋賀県の4者連携による性暴力被害者のためのワンストップ支援の取組

○365日24時間ホットライン

病院で女性の専門看護師 (SANE) が対応



(現状) SATOCO 相談支援実績



(課題) ・心のケアなど回復期における相談は長い期間を要し、継続的な支援が必要
・相談や付添い支援が増加し、相談員の体制充実が必要

(2) 性暴力被害の相談対応を行う夜間等支援センターの設置

(課題) ・24時間常時電話を携帯している専門看護師 (SANE) の精神的負担が大きい
・医療機関は休日夜間の対応が多い (医療機関への相談の50%以上が休日夜間) ため、休日夜間業務における専門看護師 (SANE) の負担軽減が必要

総合企画部県民活動生活課消費生活・安全なまちづくり係
TEL:077-528-3414

「2025年大阪・関西万博」開催に向けた取組支援

- 万博開催効果を関西全体に波及させ、地域経済の発展・成長に繋げることが重要。
万博に向けた県内事業者等と県との連携・取組に対し、全面支援をお願いしたい。

【提案・要望先】 経済産業省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 「実証実験のフィールド滋賀」の活用

- 実証実験の場としての滋賀のフィールドの積極的な活用

(2) 万博を軸とした更なる訪日誘客活動の実施

- 様々な観光資源を有する関西地域の魅力の国内外に向けた発信
- 関西地域を周遊しやすくなるような受入環境の整備

(3) 中小企業が持つ技術等の世界に向けた発信への財政支援

- 地元中小企業が有する技術やポテンシャルの世界に向けた発信に対する支援

(4) 地元中小企業からの調達への配慮

- 建設投資や設備投資、物品購入等における地元中小企業からの調達

2. 提案・要望の理由

- 万博のコンセプトに未来社会の実験場が掲げられている中、琵琶湖・山間部・都市部など様々なフィールドを有する「滋賀県」を積極的に活用することが必要。
- 本県では、例えば琵琶湖や中山間地域においてドローンを活用した物品輸送や獣害対策等の実証実験が可能。
- 来訪者の観光活動を促進するため、地方の魅力発信等、万博と観光を結びつけるための取組を国と地方と共同して実施することが必要。
- 万博会場にとどまらず、滋賀県を含め広く関西各地を来訪者に周遊してもらえよう、歴史や自然等、様々な観光資源を有する関西各府県の魅力の国内外への積極的な発信が必要。
- 来訪者が周遊しやすいよう、多言語対応等の受入環境整備や周遊パス・ツアー商品の造成など、事業者と提携した取組も必要。
- 地元中小企業が有する技術やポテンシャルを国内外に訴求する絶好の機会であり、パビリオンやサテライト会場、関連イベント等において積極的な情報発信が必要。
- 万博開催効果を関西全体の中小企業に十分波及させるためには、会場整備をはじめ、建設投資や設備投資、物品の購入等において、地元中小企業からの調達が必要。

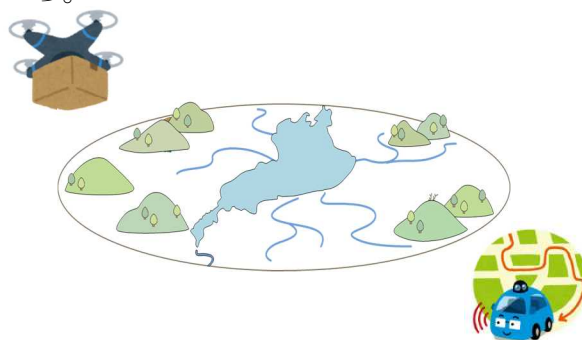
(本県の取組状況と課題)

(1) 実証実験のフィールド滋賀

○本県では「滋賀県産業振興ビジョン2030」を策定し、2030年に向けて、「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県、「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県を目指して取り組んでいる。

○重視する視点の一つに「実証実験のフィールド滋賀」を掲げ、滋賀であれば最先端の取組ができるとの関心を高め、国内外から新しい技術やビジネスモデルの実証実験を呼び込む取組を進めているところ。

滋賀県をフィールドに、琵琶湖やそれを取り巻く山々を活かしながら、IoT、AI、自動運転、ドローン、CO₂削減に資する技術等、近未来技術等の社会実装に向けた取組を支援



(2) 観光振興による地域経済活性化

○本県では「『健康しが』ツーリズムビジョン2022」を策定し、交流人口の拡大と観光消費の増加を目指して観光振興に取り組んでいる。

○琵琶湖をはじめとする豊かな自然や歴史文化は滋賀の強みであり、これらの魅力を国内外に発信するとともに、「ビワイチ」など、観光客が体験・体感できるコンテンツの磨き上げを推進している。

○訪日外国人観光客が増加傾向にはあるが、東京や大阪、京都等の都市圏に偏り、地方部には十分に行き渡っていないという課題があり、万博開催を好機として、本県への確実な誘いにつなげたい。



BIWAICHI
ビワイチ



担当：商工観光労働部商工政策課
TEL 077-528-3712

観光振興局
TEL 077-528-3741



食品ロスの削減に向けた総合的な取組の推進

- ▶ 食料を貴重な資源として有効活用し、食品ロス削減を国民一体となって進めることが重要。よって、以下のとおり総合的な取組を推進されたい。

【提案・要望先】内閣府、農林水産省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 食品ロス削減に向けた国民的な気運の醸成

- 多様な主体が食品ロスについて正しく理解し、削減に向けて実践できるよう、国民的な気運を醸成

(2) 食品ロスの実態把握に対する支援

- 食品ロス発生の実態把握に資する基礎数値と統一的で簡便な測定方法の提供

(3) 食品ロスの発生抑制と未利用食品の有効活用

- フードバンク活動に対する理解の促進および提供しやすい方法の検討と実施
- 納品期限の緩和推奨品目の追加等、商慣習見直しの全国的な実施を促進
- 持ち帰りに関する食品衛生法との調整も含めたルールの確立と周知

2. 提案・要望の理由

- 食品ロスの一層の削減を進めるためには、多様な主体が食品ロスについて正しく理解し、取組を実践できるよう、統一的な普及啓発活動の実施などを通じて、国民的な気運を醸成することが必要。
- 策定中の「(仮称)滋賀県食品ロス削減推進計画」において食品ロス量の半減を目指して取組を推進していくこととしているが、発生量の推計が困難であり、具体的な削減目標値が設定できない状況であるため、食品ロス発生の実態把握に資するよう、国において基礎数値と統一的で簡便な測定方法の提供が必要。
- 未利用食品の有効活用を進めるため、フードバンク活動に対する国民の理解を促すとともに、優良事例の発信など、事業者や消費者が食品を提供しやすい方法を、国において検討・実施することが必要。
- 商慣習の見直しについては、フードチェーン全体で取り組む必要があるため、納品期限の緩和推奨品目および賞味期限表示の大括化品目の追加等、全国的な実施を国として促進することが必要。
- 料理の持ち帰りに関しては、事業者と利用者が安心して協力できるよう、食品衛生法との調整も含め国において明確なルールの確立と周知が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 県民運動「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」の展開

- 「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」(H29.8～)

多様な主体が連携協力を図りながら食品ロス削減取組を推進する、「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を県民運動として展開。

※協議会構成者 (R2.2時点) 15 団体、16 事業者、19 市町、県、近畿農政局、近畿地方環境事務所



- 「三方よしフードエコ推奨店」登録制度 (H29.8～)

滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言

食品ロス削減に取り組む店舗を推奨店として登録。

※登録店舗数 113 店舗 (R2.2時点) 飲食店・宿泊施設(70) 食料品小売店(43)



推奨店ステッカー

(2) 実態把握に向けた取組

- 組成調査実施市町 **4市/19市町** (H29年度実績)

⇒ 組成調査については、実施市町が少ない上、実施時期や場所等により、調査結果に大きな差が生じている

(3) 食品ロスの発生抑制と未利用食品の有効活用

- R元年度、県庁職員を対象に3日間フードドライブを実施

⇒ 一部地域での実施に留まっており、県域への広がりが不十分



県庁フードドライブの様子

- 県内のフードバンク活動団体 **2団体** (R2.3時点)

⇒ 団体 …支援対象の把握や、食品・人材・保管場所・活動資金等の確保が課題

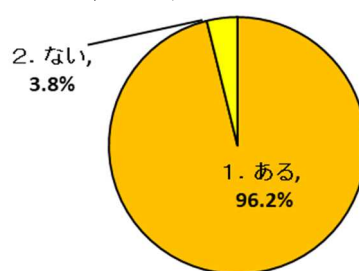
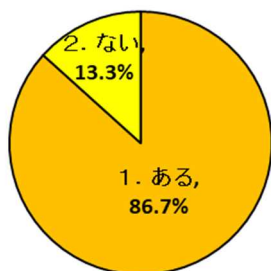
⇒ 提供者 …衛生上の取り扱いやトレーサビリティに関する懸念

- 納品期限緩和に取り組む県内本社企業 **1者** (R1.10時点)

⇒ 商慣習の見直しは個別企業では解決が困難であるため、より多くの企業が積極的に取り組む必要がある

- 料理の持ち帰りに関するアンケート (H30.12 推奨店 30 店舗の回答より)

- ①食べ残しなど、提供された料理が ②(○で「ある」と回答した店舗のうち)お客が料理余ることはありますか の持ち帰りを希望されることはありますか



①提供された料理が余ることがある **86.7%**

②持ち帰りを希望されることがある **96.2%**

⇒ 客からの持ち帰り希望は多いが、衛生面での懸念が大きく、店舗によって対応状況が異なる

担当：琵琶湖環境部
循環社会推進課
ごみゼロ支援係
TEL 077-528-3477



特定家畜伝染病の発生予防対策への支援拡充

- 我が国の畜産業にとって大きな脅威であり、国民生活への影響が懸念される特定家畜伝染病の発生予防対策への支援拡充を図られたい。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】農林水産省

(1) 豚熱(C S F)等特定家畜伝染病発生予防対策の支援拡充

- 豚熱(C S F)等の特定家畜伝染病の発生予防およびまん延防止対策への支援拡充

(2) 風評被害防止対策の徹底

- 豚熱(C S F)ワクチン接種豚の安全等に関する正確かつ適切な情報発信

(3) アフリカ豚熱(A S F)の侵入防止対策の徹底と情報提供

- アフリカ豚熱(A S F)の侵入防止に向けた水際対策の徹底と情報共有

(4) 産業動物分野獣医師の人材確保と育成

- 家畜伝染病の侵入に対する危機管理対策を担う産業動物獣医師の確保と育成

2. 提案・要望の理由

- C S F・A S F、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の発生予防とまん延防止は、国家レベルの危機事案であり、国と都道府県の緊密な連携・協力の下に、迅速かつ的確な対応が必要。
- 平成30年9月に国内で26年ぶりに発生が確認されたC S Fは、野生イノシシにも本病ウイルスが浸潤し、未だ終息の目途がたたない状況。
- 本県では、平成31年2月、飼養豚においてC S F防疫措置を実施、9月には県内初となる野生イノシシでのC S F感染が確認され、現在も予断を許さない状況。
- ワクチン接種に係る経費を含むC S F等の特定家畜伝染病対策として、地方が支出する経費については、国の十分な財政支援が必要。
- あわせて、ワクチン接種豚の安全等に関する正確かつ適切な情報発信を行うなど風評被害防止対策の徹底が必要。
- また、近隣諸国での発生が拡大しているA S Fは、我が国への侵入が危惧され、国による水際対策の更なる徹底と情報共有が重要
- C S F等の特定家畜伝染病の侵入に対する危機管理対策に迅速かつ的確に取り組むため、産業動物分野さらには公務分野に携わる獣医師の安定的な確保と育成が不可欠。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県におけるCSF発生予防対策

(1) 養豚農場における発生防止対策

- 県補助事業(10/10)により、県内5養豚農場周囲への野生イノシシ侵入防止のための防護柵設置(平成31年3月)
- 養豚場周囲防護柵の点検に加え、飼養衛生管理基準遵守の継続的な徹底指導
- 特定家畜伝染病防疫指針の改訂に伴い、令和元年10月31日から飼養豚へのCSFワクチン接種を開始



(豚へのワクチン接種)

(2) 野生イノシシ対策

- 浸潤状況の把握
 - ・県内全域の死亡イノシシ検査の継続実施
 - ・捕獲イノシシ発見地点を中心とした半径10km区域を含む、捕獲重点区域内で捕獲イノシシの検査を実施
- 経口ワクチンの散布
 - 国の野生イノシシCSFワクチンベルト構築に協力し、令和元年9月下旬から、高島市、彦根市、多賀町、東近江市のイノシシ生息地域における経口ワクチン散布を開始。その後、東近江市において、ベルトを越えて発見された陽性個体地点を囲い込むかたちで散布を広域化
- 捕獲の強化
 - 感染確認区域および経口ワクチン散布エリアの周辺を捕獲重点区域とし、ウイルスを伝播する野生イノシシの個体数削減のため捕獲を強化



(経口ワクチン散布)

(2) 今後の課題

- 生産農場における衛生管理レベル向上、検査指導機関(家畜保健衛生所)における交差汚染防止のためのバイオセキュリティ強化
- 産業動物分野さらには公務分野に携わる獣医師の安定的な確保と育成

(3) 本県における獣医療の体制整備計画

- 「滋賀県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書(平成24年3月)」により、獣医療の体制整備を進めているところ(令和2年度見直し予定)。

担当：農政水産部 畜産課
生産衛生・耕畜連携係
TEL 077-528-3853